

中原小学校 PTA 会計規則

- 第1条 保護者の PTA 会費は、各家庭ごとに中原小学校に通学する児童数によって定めるものとし、小学校最長兄弟一人あたり月 300 円、その弟妹一人あたり月 100 円とし、その合計額を納めるものとする。
- 第2条 教職員の PTA 会費は、三養基郡、または佐賀県 PTA の定めに従って納めるものとする。
- 第3条 転入・転出等によりやむを得ず期中の入退会があった場合の会費徴収額は、入退会日の属する月を含めた月割計算を行い決定する。
- 第4条 PTA の活動費は、総会で審議・可決された予算の範囲内とする。
- 第5条 やむを得ず一費用項目あたり 50,000 円以上予算を超過することが予想される場合は、事前に運営委員会の承認を必要とする。
- 第6条 会員が PTA 関係の行事等により他地区へ赴く場合、佐賀県職員等の旅費に関する条例に基づき、会費より支払うことができる。
- 第7条 真にやむを得ない事情があると認められる場合は、前条で規定する旅費の支給人数を増やすことができる。その際には、本部委員会による承認（過半数の賛成）を必要とする。
- 第8条 本規則を改正するには、本部委員会の作成する改正案を運営委員会にて審議し、承認されることを必要とする。
- 第9条 この規則は、令和7年4月1日より施行する。